

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和2年10月21日(水) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重村委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員・綾城委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・山下次長・岡本主査・佐伯主任
8. 協議事項
9月定例会本会議(10月5日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時07分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和2年10月21日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 皆さん、おはようございます。本日の出席委員については委員 15 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。これより 9 月定例会 議案第 19 号「令和元年度 長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。各分科会における審査の経過について、報告を求めます。総務民生分科会副会長 岩藤 睦子 委員。

岩藤委員 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会総務民生分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和 2 年 10 月 5 日に開催された予算決算委員会において分担された、9 月定例会 議案第 19 号「令和元年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、総務民生委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和 2 年 10 月 8 日及び 10 月 15 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長及び監査委員の出席を求め、重村法弘分科会長が議事を進行しました。審査は、10 月 8 日に、議会事務局、企画総務部、各支所、選挙管理委員会、監査事務局、会計課及び消防本部が所管する費目の審査を行い、10 月 15 日には市民福祉部が所管する費目について審査を行いました。審査の経過についてはお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告いたします。

庁舎建設費の「本庁舎建設事業」に関して、委員から「本庁舎建設工事の市内経済への波及効果について」質疑があり、執行部から「全体工事費の中で下請活用や資材調達などの金額が 53.5%の割合となり一定の効果があつたものと考えている。また、工期も長期間であつたため、飲食店や宿泊業者への経済波及効果もあつたのではないかと考えている」との答弁がありました。

次に、基金費の「庁舎建設基金」に関して、委員から「今後の活用及び運用について」質疑があり、執行部から「基金の残額は、今後、公共施設の営繕・解体等を目的とした新たな基金を造成し積み立てることを検討している」との答弁がありました。

次に、老人福祉費の「敬老事業」に関して、委員から「利用率が低い入浴優待券の配布を続ける理由について」質疑があり、執行部から「当初は、財政状況が苦しい中で、なるべく経費をかけずに温泉を活用した事業としてスタートした。現在は約 47%の使用率となっているが、喜ばれている方がいるのも事実である。一方、地域によっては、温泉施設までの移動が課題となっていることから、この対策なども含め施策的に検討しなければならないと考えている」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の「高等学校生徒通学費支援事業」に関して、委員か

ら「決算額が前年度比約 10 倍になっている理由について」質疑があり、執行部から「令和元年度から補助要件を緩和する制度の一部改正があった。また、学校を通じたチラシの配布など制度の周知に努めた」との答弁がありました。

次に、地域医療推進費の「診療所運営事業」に関して、委員から「設置後 7 年目を経過する応急診療所の運営に関する課題について」質疑があり、執行部から「医師の確保や高額な医療機器の更新を課題と捉えている。今後は安定した体制構築のため、医師の確保に向けてしっかりと取り組むほか、機器の更新については優先順位を考慮し判断していく」との答弁がありました。

次に、地方創生推進費の「健幸資源活用によるまち・ひとづくり事業」に関して、委員から「ながと健幸百寿プロジェクトの専門会議のメンバーについて」質疑があり、執行部から「県立大学、慶応義塾大学等の教授や市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、商工会議所等から出ている方で構成している」との答弁がありました。

その他の費目については特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会総務民生分科会の報告を終わります。

重村委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、総務民生分科会報告に対する質疑を終わります。次に、文教産業分科会副会長 重廣 正美 委員。

重廣委員 予算決算常任委員会文教産業分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和 2 年 10 月 5 日に開催された予算決算委員会において分担された、9 月定例会 議案第 19 号「令和元年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、文教産業常任委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和 2 年 10 月 9 日及び 10 月 16 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長及び監査委員の出席を求め、重村法弘分科会長が議事を進行しました。審査は、10 月 9 日に、経済観光部が所管する費目の審査を行い、10 月 16 日には建設部及び教育委員会が所管する費目について審査を行いました。審査の経過についてはお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告いたします。

林業費の成長戦略推進事業費、「木育推進事業」に関して、委員から「おもちゃ美術館の継続的な運営について」質疑があり、執行部から「これからも木育の推進拠点として発展するよう運営団体と相談し、内部でも協議をしている。来年度、新規リニューアルのスタートが叶うように体制を見直していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、都市建設課所管の「長門湯本温泉観光まちづくり整備事業」に関して、委員から「事業の総括的な評価について」質疑があり、執行部から「老舗旅館

の倒産から始まったまちづくりではあるが、公民連携で取り組まれてきたこの実績はかけがいのないものだと思っている。ハード整備が完了した以上は、今後はソフト事業を公民連携で粘り強く進め、人気温泉地ランキングのベストテン入りを目指したい」との答弁がありました。

その他の費目については特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会文教産業分科会の報告を終わります。

重村委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、文教産業分科会報告に対する質疑を終わります。以上で、各分科会の報告は終わりました。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 皆さんおはようございます。それでは、ただ今議題となっております9月定例会 議案第19号「令和元年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場で簡潔に討論を行います。一般会計歳入歳出決算における歳入総額は249億5,681万6,712円、歳出総額は239億1,372万2,593円となり、実質収支では6億9,932万3,279円の黒字となっております。この実質収支から前年度の実質収支6億6,132万4,677円を差し引いた単年度収支でも3,799万8,602円の黒字決算となっております。ご承知のように、議案の中で最も大切なものは予算であり、決算であります。決算はその審査を通じて、予算執行の結果を確認し、検証することにより、予算効果と行財政効果を客観的に判断するものであります。地方自治法の第1条の2には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とうたわれております。私は、こうした見地に立ち、令和元年度一般会計歳入歳出決算に反映された事務事業について、その必要性、妥当性、達成度、費用対効果などを検証してまいりました。令和元年度長門市一般会計予算は大西前市政が編成し、市長の施政方針に基づいて執行されておりましたが、昨年11月の市長選挙において江原市長が誕生し、年度の途中で新たな体制となっております。市民は2期8年の大西市政の「継続」よりも「変化」を求めた結果であります。令和元年度の予算は「健幸づくり」「しごとづくり」「地域総合力の発揮」の3つを柱に「ながと創生推進予算」として編成し、執行されてきましたが、令和元年度決算はこうした民意を背景にして、評価しなければならないと考えております。確定した決算は厳しい財政状況にあっても市民の安心・安全、地域経済の振興を図る観点に立って、福祉、生活環境、教育条件の整備はもとより、農林漁業の活性化、商工業の振興、市民協働によるまちづくりなど、その内容や成果が語られておりますが、これら個々の事務事業の成果については、評価する内容も多くあります。ただし、決算審査は税金の使途の検証であるとともに、財政審査の側面もあります。「入りを量

りて出ざるを為す」という言葉がありますが、これは収入がどれくらいあるか正確に計算してから、それに見合った支出の計画を立てるべきとの意味であります。歳入では、自主財源の根幹を成す市税は前年度に比べ増加しているものの、本市の歳入のうち 30%以上を占める普通交付税の段階的縮減は令和元年度で終了し、今年度から一本算定となっており、今後はこれに伴って、合併算定替開始前の平成 26 年度と比較すると、現時点では、13 億円減の 71 億円程度になる見込みであります。さらに今月に実施された国勢調査の結果次第では普通交付税の更なる減額が想定されており、歳出においては、高齢化の進行により社会保障関連経費の増加が見込まれることから、将来にわたり、より一層厳しい財政運営を強いられることが想定されております。私は 5 日の本会議質疑で財政問題について質しておりますが、市長は「令和元年度については、庁舎建設や長門湯本温泉整備、光ケーブル網整備など、大規模事業を実施したことから、過去最大の決算規模となり、これに伴い基金の現在高は約 5 億 6,000 万円減少し、借入れに伴う地方債現在高は約 21 億 4,000 万円増加しており、今後の財政運営への影響を注視する必要がある」と答えております。合併特例債を活用し、本庁舎建設事業などの大型事業が進められましたが、これらは財政状況を見極めて判断されるべきものであります。令和元年度末の市債現在高は 238 億 5,344 万 3,000 円で、前年度に比して 21 億 4,376 万 3,000 円増加しており、人口 1 人当たりの現在高は 70 万 9,924 円となり、前年度に比して 7 万 7,081 円増加しております。本市の合併特例債の発行限度額は基金積み立て分を除いて 176 億 9,400 万円で、令和元年度末の発行済額が 158 億 7,700 万円となっており、令和元年度の繰越事業分と令和 2 年度の発行見込分を入れ、令和 2 年度末で発行可能残額については 10 億 6,700 万円が見込まれております。私はこれまで持続可能な財政運営を見据え、合併特例債の期限が切れるまでの駆け込み需要は抑制すべきとの提起をおこなってまいりましたが、この元利償還に要する財政負担は将来の市民生活に大きな影響を及ぼすのは明らかであります。また、決算統計の臨時的経費に係る一般財源は、過去 5 年間の平均で約 25 億円程度しかなく、投資的経費と標準財政規模とのバランスの問題が鋭く問われております。教科書的に言えば投資的経費とは「公共施設の建設や用地購入など社会資本の形成に資する経費」であり、一方、標準財政規模とは「国庫補助金や市債などの特定財源を除いた、市税や地方交付税など通常経常的に収入される一般財源の額」で、ある意味で本市の「自力」を表すものであります。本市の標準財政規模は、令和元年度で 122 億 6,433 万 6,000 円、投資的経費は 68 億 9,744 万円となっておりますが、普通交付税の合併算定替えの縮減により、年々減少しているにもかかわらず、投資的経費は年々増えております。このバランスに注意を払わなければ、財政運営上、さらなる困難を抱えてしまうこととなります。

さらに地方自治体の財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は一般的に 80%程度までが適正と言われておりますが、令和元年度の経常収支比率は 93.3%となっております。この要因の一つである公債費は、元金償還、利子の支払等の経費を支出するもので、令和元年度の支出済額は 26 億 4,914 万 8,000 円となり、前年度に比して 3,957 万 2,000 円の減少とはなっております。しかし、大型事業の元金償還が発生するのは後年度になるため、財政構造はいつその硬直化に陥ることが予想されており、この点も評価できないのであります。終わりに、現在、市政を取り巻く環境は人口減少、少子高齢化、地域産業の低迷、新型コロナウイルス感染症への対応など課題が山積しておりますが、市政のあらゆる問題についても絶えず市民の目線で考えることが求められております。そして、江原市長の言う「市民のいのちと生活をまもる」ためには、何よりも公正で民主的な政治姿勢を基本とした市政運営を行うことが重要となります。今後の市政運営にあたっては、市長と市民との、またあらゆる団体との対話を通じることはもちろん、職員とのパイプを太くして政策課題を共有することです。それによって市長の政治姿勢や政策を職員に徹底できるだけでなく、山積する課題解決の糸口も出てくると思います。そのためには、職員との相互の信頼関係を一刻も早く構築すべきですが、この点では市長就任から 1 年を迎える現在においても不十分なままと言わざるを得ません。これらを着実に解消しながら、名実ともに「市民のいのちと生活をまもる」市政を実現するよう市長に強く求めて、議案第 19 号に対する意見といたします。

重村委員長 ほかにご意見はございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。9 月定例会 議案第 19 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、9 月定例会 議案第 19 号は、認定すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで、説明員退席のため、暫時休憩します。委員は自席で待機願います。

— 休憩 00 : 00 —

— 再開 00 : 00 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。お手元に配付のとおり、「決算案件に係る要望的意見（案）」が総務民生常任委員会から 13 件、文教産業常任委員会から 8 件提出されました。予算決算常任委員会の要望的意見とするため、この取り扱いについて協議を行います。この際、予算決算委員会を休憩し協議会を開会します。

—— 協議会 ——

—— 委員会 ——

重村委員長 協議会を閉会し予算決算常任委員会を再開します。各常任委員会から提出されました「決算案件に係る要望的意見(案)」の取り扱いについては、総務民生委員会が13項目、文教産業委員会のほうから8項目とすることに決定をいたしました。お諮りします。ただ今決定しました「決算案件に係る要望的意見」については、字句その他の整理を要すものについては、その整理を委員長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) ご異議なしと認めます。よって、字句その他の整理は、委員長に委任することに決定しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦勞さまでした。

— 閉会 11:07 —